

I 沿 革

1 堀 河 と は

古代の都城では東西に政府の市がもうけられ、そこには、物資を運ぶために堀河がつくられていた。この堀河の機能は市への物資の運搬とそこから貴族や寺院などへの物資の送付につかわれることにあった。したがって、堀河は古代の都城のなかで重要な位置をしめていた。文献のうえから日本の平城京や平安京などにおいて存在していたことがしられ、また発掘の成果としては平城京東市の北辺で発見されている。さらに、平城京などでは現存代の地割のなかにもいくつかの痕跡を見つけることができる。これらの資料から堀河の機能やありかたについて以下にのべることとする。

2 平安京の堀川

平安京の堀川についての資料の第一は平安京の古図である。古図によれば京の東西二坊間路が堀川とよばれており、この大路にそって堀川がつくられていた。この堀川は七条のところで、東西の市と接し加茂川のながれを利用しながら淀川の水系にながれこんでいる。したがって、平安京の堀川は淀川の水運とむすびついて、遠隔地貿易につながっていたのである。東堀川では中世になると材木座が発達したのもこの堀川の機能を利用したためである。堀川の維持管理には、平安京の行政をあずかる左右の京職があたり、その堀川の杭については、京戸の負担になっていたことが、延喜式の規定からしられる(堀河史料1)。この式のもとになった法令は天長十年の太政官処分(堀河史料4)である。したがって、平城京については、このことはあてはまらない。しかし、平城京内の道や橋についての管理も京職があたることになっていたことから堀河についての管理についても京職があつたことは平安京とも同様であったと考えてよからう。ちなみに、平安京内の道や橋について述べておくと、次のようなことがしられる。延喜式では市の附近の道や橋は

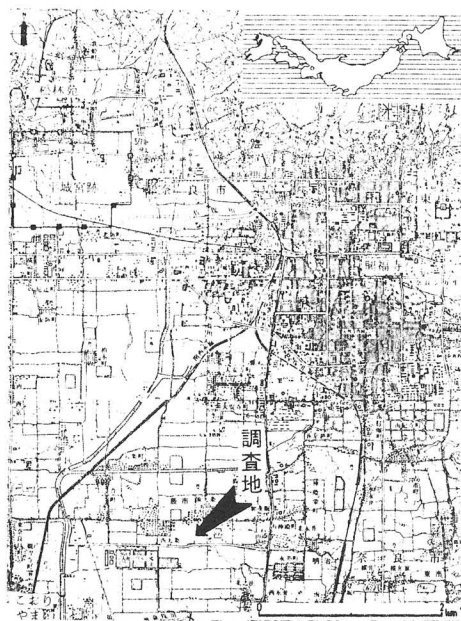


fig. 1 調査地位置図
国土地理院1972年作成1/25,000
「奈良」「大和郡山」の一部を使用



fig. 2 1975年に発見された東堀河

この発掘の所見では当初幅約10m、深さ1.4mであったものを、のちに幅約8mにせばめ、西岸はシガラミによる護岸を行っている 東から

市の司の管理となっており、京のなかの橋はその大なるものについては木工寮が管理し、直接修理したが、他の小さな橋については左右京職が管理し京内の人夫が修理することになっていた(橋史料1)。堀河の幅も同じく延喜式の規定では二丈とあり、この幅は道路の幅にくわえられていて、坪の面積は減じられていない。この点、平城京とはちがっており、平城京では堀河の幅は坪の面積にふくまれている。

3 平城京の堀河

平城京の堀河についての記録は正倉院文書のなかなどにいくつか残されている。まず、東市については東大寺の薬師院文書に記録があって、そこから堀河の位置をすることができ。それは史料にみえる東西市庄解でそれによると、幅が二丈の堀河が左京八条三坊二～四坪のなかを東北から南西に斜に流れていたことがしられる。この堀河をどの河川にあててかについては、すでに、いくつかの学説がある。大井重二郎¹氏は東市を貫流する川跡を東堀河にあてて。この堀川は東市北の岩井川まで通じる小規模なもので七条付近で岩井川と合流、さらに、西流して佐保川に合流し、京外に通じたと考えた。こうした文献を主とした研究に転機をもたらしたのが、当研究所の発掘調査であった。1975年売間団地建設の事前調査として東市推定地の北辺、左京八条三坊九、十、十五、十六坪の発掘を実施し、ここで、東市を貫流する奈良時代の河跡を検出した。河幅は約11m、深さ 1.4m をはかる。川幅は当初11mの幅員であったものが後に西岸に護岸工事をし幅約6mにちぢめられている。この川跡を地図の上で検討すると大安寺宮地町付近から京外の地藏院川付近まで南北3kmにわたって痕跡をのこしていることがしられる。これこそ、平安京東堀川に該当するものであることが明らかとなった。この発見の前後に行われた遺存地割の調査と平城南辺の発掘調査によって、京の造営に伴って大規模な河道のつけ換え工事が行われたことが明らか

堀河関係史料

「法令」

- 1 延喜式左右京職京程条 (中略)小路は十二、各々四丈、一路は堀川の東西の辺各の二丈を加う。
- 2 同・堀川杭条 凡そ堀川の杭は、課不課戸を論ぜず、皆戸の頭之を輪せしむ。其の戸十九人已下は一株、廿人已上は二株、卅人已上は三株、長さ八尺以下七尺以上、本径は五寸、末径は三寸。
- 3 延喜式東西市司居住市町之地子条 凡そ市町に居住する輩は市籍人をのぞきて地子をすすめしめよ。
すなわち、もって市司を廻ぐる四面の泥塗り、道橋、及び堀るべき河等の造る料に充てよ。其の用帳は年の終りに申送せよ。
- 4 太政官処分(続日本後紀) 天長十年五月廿八日、太政官処分すらく、左右の京戸に課して、櫓の柱

一万五千株を輪せしめ、もって東西の堀河の杭の料に充てよ。

「文書・記録」

- 5 薬師院文書東西市庄解 (大日古4-111) 東西市庄解す、庄地の勘定を申す事。堀河より東に向いて行く長さ六丈北面、南面より東に向いて行く長さ七丈、堀河の広さ二丈、堀河より西に向いて行く長さ卅二丈北面、南面より西に向いて行く長さ卅一丈、堀河より西方の直は 貫、東方の直は廿貫。
天平勝宝八歳正月十二日 吳原伊美吉飯成
大石能歌阿古麻呂
布勢君足人
伊部造子水通
- 6 正倉院文書造東大寺司解 (大日古5-190)

となった。つまり、盆地東麓を源にする川のうち、能登川、岩井川などは京域の東辺で流路を南に曲げられ、合流して、京東南隅の現五徳池付近から条里に対して約45°の角度で西南流し、現大和郡山市稗田町付近で下ツ道と交差するのである。新たに発見された東堀川は京外でこの川と合流したことが先の地割痕跡から確認できる。しかし、問題がないわけではない。先の正倉院文書では堀河が左京八条三坊にあることになっており、これについては、東市にふたつの堀河があったと先の報告書ではみている。他方、西市の堀河については奈良時代の資料にはのこされていない。時代はさがるが、護国寺本薬師寺縁起に、薬師寺の東辺が堀河であったとしている。また今昔物語（巻12—20）にも、薬師寺の東の大門の前に西堀河が流れているとみえる。これは現在の秋篠川にあたっている。つまり、平城京の西堀河は現在の秋篠川にあたるものとおもわれる。これらの堀河と市については、現状の地形や遺存地割からみて次のようなことがいえそうである。まず、東市附近でみると発掘でみつかった堀河はその痕跡が地割のなかにのこされているが、薬師院文書にみえる堀河についてはみとめることができない。また、西の堀河については、秋篠川のほかにも右京八条二坊に推定されている西市のなかを東西に貫流する流路の痕跡をみとめることができる。これも堀河である可能性がかんがえられる。

次に、堀河の機能については、あまり史料がのこされていないが、奈良時代の例としては天平宝字六年四月一日付造東大寺司解に西堀川から露盤の表形土を運んだ記述がみえる。時代はさがるが先の今昔物語には、薬師寺食堂が焼けた時のこととして、西堀河から材木を引き上げ、薬師寺東大門の前に積み上げたことがみえる。

- 1 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966 P.220 228
- 2 堀井甚一郎・伊達宗泰「平城京域内河川の歴史的変遷に関する研究」『平城京の復原保存計画に関する調査研究』1972
- 3 中井一夫「稗田遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報』1976年度 1977 所収 図版1

西の堀川より露盤の表形の土を運ぶ 功廿一人。
(略)

天平宝字六年四月一日主典従六位上阿刀連酒主
(略)

7 正倉院文書造東大寺司解（大日古5—199）

西の堀川より露盤の表形の土を運ぶ 功卅三人。

- 8 護国寺本薬師寺縁起（前略）太上皇養老二年戊午伽藍を平城京に移す。大和国添下郡右京六条二坊、十二町、東西三町、南北四町、四至は東は堀川を限る。西は三坊大路を限る。南は六条大路を限る。北は五条大路を限る。

京内道路・橋史料

「法令」

- 1 令義解宮繕令京内大橋条 凡そ京内の大なる橋及

び宮城門の前の橋は（中略）並に木工寮修營せよ。
自余は京内の人夫を役せよ。

- 2 同 津橋道路条 凡そ津、橋、道路は毎年九月の半より起ちて、当界を修理し、十二月に訖らしめよ。其要路の陥壊し水をとどめ、交りて行旅すること廢せるは、時月にかかわらず量りて人夫を差して修理せしめよ。当司能い弁ずるにあらざれば申し請え。

- 3 延喜式彈正台条 凡そ、京中は堀以下月毎に巡察し、非違を勘え彈ぜよ。東西の市ならびに諸寺の非違、及び客館、路橋の破穢するの類なり。

- 4 同 左右京職造橋料条 凡そ毎年橋を造る料錢二百貫を出挙し、其の息利を取りて事に隨ひて充て用いよ。（略）